

本邦初の蒸汽艦衝突

三
木
俊
秋

Summary

The First Collision of the Japanese Steamers

Toshiaki Miki

On the night of April 23, 1867 (the third year of the Keio period), the *Meiko*, a steam warship of the Kishu *han* (domain) bound for Nagasaki and the *Iroha maru*, a steamer hired by the Tosa *han* collided west of Port Tadotsu, off Rokuto island in the Seto Inland Sea. The *Iroha maru*, though towed for a while, sank off Uji island in the end.

What is noteworthy about the first steamer accident in Japan is that both *han* concerned wanted to settle the matter in so modern a way as could have been little imagined under the Tokugawa shogunate. Both *han* agreed to take their case to trial, according to the Western regulations and customs, because the Japanese had no rules applicable to this case yet. Moreover, at the sessions, both sides discussed the matter, by exchanging their nautical journals and respective trial reports.

Persisting in their thorough evidentialism, the Tosa *han* first took advantage over the Kishu *han*, who, on the other hand, had failed in collecting evidence. The case was brought to a discussion between the higher ranking officials on both sides. Then the Kishu *han* suddenly tried to have the case judged by the Nagasaki *bugyo* under direct shogunate control. Though ignoring this request and still insisting on the foreign regulations, the Tosa *han* only found themselves in disfavour. Finally, the Tosa *han* managed to make the general trend favourable to them, resorting to intimidation and manipulation of public opinion. Thus, the Tosa *han* won the case and successfully made the Kishu *han* pay for damage.

伊呂波丸側対決者（註3）

岩崎弥太郎

土佐藩士（森田普三）土佐商会

橋本麒之助

土佐藩士（才谷梅太郎）海援隊隊長

坂本龍馬

土佐藩士

（才谷梅太郎）海援隊文司

長岡謙吉

小谷耕藏

（大洲藩士）艦長

渡辺剛八

（浦田蓮次郎）

腰越高次

（野田幸次郎）機関者

佐柳次郎

（浦田蓮次郎）

（浦田蓮次郎）

（浦田蓮次郎）

一金八萬三千五百貳拾六両百九拾八文

内三萬五千六百三拾兩

四萬七千八百九拾六両百九拾八文

伊呂波丸沈没三付船代
右二付
積荷物等代價

右金高來ル十月限り於長崎表無相違渡シ可申候以上

慶應三年丁卯六月

（紀伊殿家來）茂田一次郎

土州侯御内

後藤象二郎殿

證書（註4）

この発表は昭和六十三年一月二十二日神戸女学院大学講堂に於て、筆者が定年退職に当つて、最終講義として行つたものである。終了後、研究所長別府恵子先生より「論集」に掲載してはとのお勧めにより寄稿した。引用資料は主として紀州藩側史料を中心としている。最初に話の性格上当日配布したプリントを掲げ、次に講義内容に移ることとする。

慶応三年（一八六七）四月二十三日夜、紀州藩の軍艦明光艦が、長崎へ向う途中、瀬戸内海多度津の西、六島沖で夜十一時頃、土佐藩の借船伊呂波丸と衝突し、曳航された伊呂波丸は暁四時頃、宇治島沖に沈没した。

この衝突は日本ではじめての蒸気艦同志の衝突で、これに関する法制はまだ定められていなかった。

紀州藩の明光艦は、元治元年（一八六四）第一次長州征伐の際、藩主徳川茂承が長崎で購入させた蒸気艦であった。この艦は長さ約七五メートル（四十一間）幅九メートル（五間）深さ六・四メートル（三間半）で、百五十馬力であったと云う。艦長は藩の家老安藤家の家臣高柳楠之助であった。この人は蘭学を修め、その後幕府の箱館開成所で、後に郵便、電話事業、海員掖済会等をはじめた前島密と共に、航海術を学んだ人である。この明光艦乗組の機械方岡本覚十郎は、長崎造船所の前身の長崎製鉄所機械方元木昌造について器械術を修めている。

この時の明光艦の長崎行の目的は、慶応二年（一八六六）八月長州再征の最中購入した蒸気艦コロマンドル号を、同じく蒸気艦ニッポール号と置換える交渉をすることであつた。このため藩の重役（御勘定奉行）茂田一次郎他三名が出張することになり、慶応三年四月二十三日朝九時

若山塩津浦を明光艦で出港した。この時藩の兵制改革に必要な洋銃六千挺及雑品購入の任務も帯びていたのであつた。他の乗員はプリント後研究所長別府恵子先生より「論集」に掲載してはとのお勧めにより寄稿した。引用資料は主として紀州藩側史料を中心としている。最初に話の性格上当日配布したプリントを掲げ、次に講義内容に移ることとする。

土佐の伊呂波丸には坂本龍馬（才谷梅太郎）と岩崎弥太郎（森田晋作）^(註1)が名前をかえて乗船していた。^(註2)

坂本龍馬はこの頃まで、土佐藩を脱藩し、勝海舟の門に入りその新世界観に感激し、攘夷論を捨て航海術を修業して、勝の神戸海軍操練所の設立に協力した。幕府当局は勝海舟の進歩性・積極性を喜ばず、元治元年禁門の変後海軍操練所を解散させたが、龍馬は勝の世話を大阪の薩摩藩邸に潜伏した。^(註3)この後龍馬は幕府の長州再征論に反対した西郷隆盛と組んで、薩長提携の実現をはかった。

龍馬は長崎に「社中」（亀岡社中）をつくり航海運輸業に従事した。^(註4)西郷は龍馬に生活費を支給してこれを援助している。^(註5)龍馬は同志中岡慎太郎と協力して、慶応二年正月幕府の長州再征がもたついている間に、薩長攻守同盟の密約を結ばせることに成功している。^(註6)もともと長州再征に反対であった土佐前藩主山内容堂は、西国の大藩の協力が必要と考え、後藤象二郎等を薩摩に派遣して、島津久光と連絡をとったり、富国強兵・殖産興業の政策を推進するための開成館を設立して、後藤象二郎にこの事業を担当させた。その中の貨殖局は長崎・大阪に出張所を設けて、近代的装備に必要な船舶や銃砲等の海外貿易をあつかつた。^(註7)

慶応二年七月一〇日には将軍家茂の死去があつたが、この頃後藤象二郎は長崎に出張し、大金を使って船舶を買入れ、積極的に活動をした。然し政治情勢の緊迫により、長崎に長くとどまることが出来ず、あとを

岩崎弥太郎に託して帰国した。岩崎弥太郎は貨殖局出張所を、三菱商会の前身の土佐商会として、藩の船舶・鉄砲の購入に尽力することになるのである。^(註16)

後藤象一郎は慶応三年一月長崎丸山の清風亭で坂本龍馬を招いて意見を聞いた。^(註17) 後藤は從来佐幕主義で、藩内で武市半兵太らの勤王党を弾圧した張本人であったが、龍馬は周囲の反対を押切って後藤と会ったのである。^(註18) 龍馬は藩論の轉換を進言し、後藤は公武合体論がくづれ段々討幕論に移つてゆく趨勢にあることを知り、龍馬と意氣投合して大政奉還建白の決意を固めるようになった。^(註19)

土佐に帰った後藤は、慶応三年四月土佐藩の名を以て坂本龍馬と中岡慎太郎の脱藩の罪をゆるして、龍馬を海援隊長・中岡慎太郎を陸援隊長に任命することを傳えた。^(註20)

海援隊は龍馬の組織していた「社中」が藩から正式に公認されたものであった。そして海援隊の規則が制定され、隊の組織・任務・業務が決められた。隊士以下約五十人を数えたと云う。土佐藩は龍馬が育ててきた「社中」を、海援隊と云う藩の外郭団体として利用する事になった。^(註21)

この衝突した伊呂波丸は、海援隊が伊予の大洲藩から一航海十五日間、五百両の契約で借用したものであつた。^(註22)

衝突のあと明光艦で鞆浦に上陸した一行のうち、土佐藩側は大洲藩船宿升屋に、紀州藩側は円福寺に宿を取り、双方の対談場として魚屋由兵衛宅を決めた。直ちに討議が始められ、公裁を受ける場所・航行法の是非・損害物資の調達・一時貸借金の問題など、三日間にわたり、晝夜の別なく論議がたたかわされたが、結局まとまらず、双方長崎で対決し

て、外国の蒸気艦衝突の類例をみて、外国公法にもとづいた公裁を受けた事で合意に達した。^(註24)

このあと龍馬は土佐に立寄つて、藩の重役後藤象一郎をともなつて長崎に向かっている。

明光艦には土佐藩士二人が乗組み、二七日に鞆浦を出港して、二九日夜方六時十五分に長崎に着いた。^(註25)

明光艦は到着すると早速長崎奉行に公裁を仰ぐべく届出た。その届書によると、衝突の時全員救助した人数は、いろは丸乗組の士官水夫とも十六人、外に土佐藩士坂本龍馬以下三人、それに便船人男女十三人となつてゐる。^(註26)

長崎で双方の乗組関係者が揃つて対決が行われるのは、五月十五日一時からであった。この会合に出席した者は、プリントの後半にのせている。

土佐藩側は提案し、互いに航海日記を交換して、その記録に基づき航路の是非を論じ、対決記録もまた交換して、共に裁判に処する証拠とした。「社中」を、海援隊と云う藩の外郭団体として利用する事になつた。^(註27)

又紀州藩側よりも航海日記を提出した。この航海日記の中で紀州藩側は、明光艦が全員救助のあと、伊呂波丸艦長小谷耕蔵が（明光艦の）高柳・岡本・成瀬に会つた時、成瀬国助が荷物は何々を積んでいたかとたづねると、米と砂糖である。それも余り多くない。と答えていふことが記録されている。^(註28) 岡本覚十郎がその積荷を確認している。

又鞆浦で三日目に行われた会談の時に、紀州藩の中谷秀助が、土佐藩のものに向かって、伊呂波丸積込の荷物は何かと聞いたのに対し、ミニ

「ヘル銃四百挺」と云つた事も記録しており、土佐側はこれを強く主張した。
〔註30〕

この頃にはもうすでに夜間蒸汽艦は航海灯をつけていた。航海灯はマストにつける檣灯、左右につける舷灯と船尾灯である。檣灯は白色、舷灯は右に緑、左に赤の灯火であった。赤灯を見た場合は互いに右に舵を切つて、これを避けて行違うのである。

明光艦の航海日記に添えられた両艦衝突の時の略図は、プリント冒頭、図の通りで、「明」は明光艦、「伊」は「伊呂波丸」である。

明光艦は「甲」の所で伊呂波丸を左舷「丙」の所に見かけた時、帆船か漁火とばかり思っていた。それは檣灯だけで、舷灯が無いためである。そのため明光艦は「甲」の所で所定の航路を守つて、図線の通りに進航していた。漸やく近づいて伊呂波丸が「丁」の所に来たとき、明光艦は「乙」の所で伊呂波丸が蒸汽艦であることを知り、明光艦は所定

のよう、伊呂波丸を左側に避けようと、従来の進路を守つて自艦の赤灯を見せるため、少しく舷を右へ轉じたが、伊呂波丸は定まつた航路をとらず、「丙」から「丁」に來ると、猶六島の方に向かって真直ぐ進み、舷を右に轉じないので、段々接近すれば両艦衝突することを察知したので、再び明光艦は伊呂波丸を右にかわそうと舷を左轉した。しかし伊呂波丸は舷を轉じなかつた。このため終に伊呂波丸の右舷と明光艦の舷とが斜に衝突した。

明光艦は幸いに破損が少く、伊呂波丸は水際に穴があいて海水が流入し、機関室に損傷して運轉出来ないので、伊呂波丸の人員を明光艦に移し、備後の鞆浦に曳航しようと、凡そ一里程來たが、海水伊呂波丸に満

ちて、終に「戊」の處で沈没した。然し両艦共幸いに人員を損傷することを免れた。以上が図の説明である。
〔註31〕

土佐藩側では記録のあとに、結論の証拠として次の二ヶ条を掲げた。
即ち

一、衝突の際、我が士官等彼の艦上に登つた時、甲板に彼の士官一人もいなかつた。

一、衝突の後、彼等は自艦を凡そ五十間許り後退させ、再び前進させて我が艦の右舷を突いた。

と云うもので、この記録が明光艦長高柳に提出されたのは、五月十六日の夜であった。その時土佐側、龍馬はじめ三人、紀州側、高柳はじめ三人が面会した。
〔註32〕 龍馬が云うには、明光艦側でも対決記録の結論をまとめた、双方の結論だけを長崎通詞に翻訳させ、今丁度、長崎に来ている英國軍艦々長に見せ、世界の公論に従つて結論を出そうではないか、と云うのである。
〔註33〕

高柳は紀州藩としては、長崎表には幕府の長崎奉行がいるので、昨夜の対決記録を、重役を通して奉行所に提出し、奉行の命令の下に、世界の公論に従うのが筋だと考える。お宅も重役を経て長崎奉行に提出すべきだ、と云つた。
〔註34〕

龍馬は自分は既に重役に提出して職責を果たした。重役が長崎奉行に届けるかどうかは、重役同志が決めるべき問題だ、と云うので、結局双方重役の話し合いが行われることになつた。

そこで高柳の方でも紀州側が証拠とする結論を三ヶ条に要約して土佐側に見せた。その証拠三ヶ条とは

一、我が大艦を以て艦首を左に轉じて之を避けた。このため自艦は右舷に破壊が多い。

一、暗夜小艦から大艦を認める事は早く、又運転もしやすいのに、土佐艦は舵を轉ぜず避けなかつた。

一、衝突してからは、他事を顧みるいとまなく、直ちに端艇を卸して人員をことごとく我艦に移して曳航したが、その時我が水夫四人を土佐艦に乗せ、土佐も二人を乗せた。其艦沈没に当たつては、我が艦又端艇を出し之を救つた。土佐艦の命全員救助したのは我が艦の盡力によるものである。
(註38)

かくして事件が後藤象一郎と茂田一次郎の重役同志の話し合いとなる。その対決記録によると、

土佐の後藤が云う。航路と艦の向きのことは暫く措き、疑問点をたづねる。貴艦が長崎につくや否や、當艦沈没の次第を、長崎奉行に達したのはどんな考え方であつてのことか、貴君既に自分が当地に居ること、承知の筈である。それなのに幕府への上書を一度も私に示さず、直ちに奉行へ達したのはどう云うことか、しかも其上衝突は土佐艦の舷灯がないためだと書載せている。然し是は確証がない事、既に昨日の対決記録で明らかである。それなのに書載せているのは如何なることか。
(註39)

紀州茂田が云う。航路の事は互いに對決の時を待つて論決しようと思ひ、唯一慮この様な事件があつたことを上達したまでである。

後藤云う。しかし舷灯がない為であると書いたら、必ず無かつたとして裁決されるだろう。確証もないのになぜ書いたのか。

茂田云う。それならその記載は取下げよう。
(註40)

後藤云う。沈没事件の裁決には、今丁度、幸い英國の水師提督が長崎に来航している。航路や操舵の事は西洋の規則に従つて共に裁決しようではないか。茂田は承知した。
(註41)

後藤云う。万国規則に従つて裁決の後、万一貴方側が償う場合、貴殿の証文を貰えるか、或いは金子で支払うかどちらだらうか。

茂田は云う。どちらになるかは即答出来ない。近日対決記録交換の時お答えする。

後藤云う。万一貴藩が償う場合は五月中に貰えるか、當方船が沈没して船隻を大洲侯に償わねばならないので聞かしてほしい。
(註42)

茂田は云う。これも対決記録を交換の時、決論を述べたい。と云うことで会談が終わつた。

この時既に明光艦長高柳はひそかに長崎通詞と共に、航海日記・衝突対決記録を英文に翻訳して、英國軍艦々長に示し、理非曲直と衝突の類例、万国公法を聞き糺して、紀州藩に有利な報告を得て意を強くしてい(註43)た。

然し土佐藩の海援隊の方でも黙つておらず長崎の民衆の同情を買つたために、世論操作を行つてゐる。長州と土佐が一緒になって、紀州と戦うと云う噂を意識的に流したり、「歌」を色町に教えて、「船を沈めたその償いは、金をとらずに國をとる」と云う歌を流行させたりしているのである。
(註44)

海援隊の或る者は、隊員皆で明光艦を奪い取ると脅し、又小田小太郎等は会談中土佐側の論議が挫折しそうになった時は、茂田一次郎に暴論

を持ちかけ、遂には断呼として国力を懸けて戦おうではないかと脅迫を行つたので、茂田は事もあるうに鋭く土佐側と論戦していいた紀州側の岡本をなだめにかかったと云う。(註45)

かくして茂田一次郎は、五月二十七日明光艦長高柳に宛てて云うには、「衝突事件に対し一命をなげうて職掌を盡したこと神妙である。双方対決については万国の例にならつて曲直相糺すのが本当であるが、それでは以ての外の大乱を引起こすかも知れない。国家の大事を係わる事なので、長崎表の処置も、若山表の処置も、都べて自分が引受けるので、少しも心配することなく忠誠をはげむ様に、穩便に済ますことについて、万一間違つた風聞がたつても、御家の為だと考へて、一同強く耐え忍ぶ様申諭す」と云う内容であつた。

この様に茂田が取計らつた蔭には、彼が独自に極秘に行つた裏工作があつた。それは六月二十五日付の紀州藩重役仲間への報告書によつてうかがえるのである。この報告書で茂田は次の様に述べている。

明光艦と伊呂波丸衝突事件は、長崎へ到着の上、高柳楠之助の望みにまかせて、土佐藩の坂本龍馬と航行法について議論をさせたところ、土佐側は無理な論を立てたが、我が方我慢して対決記録をこしらえた。互いに主張譲らなかつたが、龍馬は海援隊長で隊員数十人を抱えており、衝突事件の勝負にかかわらず事を起す計画だと風聞が高まつて、明光艦乗組の面々も勢い強く、もはや動乱が起つて、取鎮めの方法がない。そこで長崎奉行所へ出頭し、徳永石見守(昌新)に面会、穩便に済ます相談に及んだが、一向取合わずかえつて土佐藩に道理がある様に云う有様である。先方後藤象一郎と云う重役も若手だが暴論強

く、様子次第では国論を傾けて対決しようなどと云う始末で、一向熟談しようとしない。何しろ朝廷と幕府のために、事を構えず平穏を考えなければならない時があるので、穩便に済ましたいと思ひ、コロマンドル号買換えの件で、松山藩の小林大介が来た時、内談したところ、薩摩藩十五代友厚と懇意だと云うので、小林を通じて五代に相談して貰つた。

五代は再三辞退したがやつと五代の周旋で稳便に済ます相談が出来、救助金を別紙の通り出すことに決まつた、と報告している。(註46)

その金額はプリント最後の「証書」の通り八万三千五百一拾両余となっており、そのうち伊呂波丸船代が三万五千六百三拾両、積荷物代価が四万七千八百九拾六両余で、これを十月限りに長崎表で支払うと云うものであつた。

この茂田と薩摩の五代との密談を、茂田の宿舎で立聞きした明光艦の岡本は、もはやこれまでと意を決し、高柳に相談の上、一命を擲つて國辱を果そうと、自分の死後の老いたる母を、同僚の須山に託しに行つたところ、須山は承知して名刀一振りを与えてその志を励ました。高柳・岡本兩人はその夜直ちに、潦喰町にあつた龍馬の旅宿に打入ろうとしたところ、既にもぬけのからで、仕損じたと切歎扼腕したのである。(註47)

この時龍馬は六月九日海援隊の文司長岡謙吉とともに、後藤象一郎とともに長崎を出発していいたのである。そして上京する船中で龍馬は後藤に、幕府に大政奉還させた後の、上下両院議会による国家の新体制について意見をのべ、これを文司長岡謙吉に起草させたのが、有名な「船中八策」であつた。

一方紀州に帰つた高柳・岡本兩人は無念千万の氣持を岩橋轍輔に語つ

たと云う。^(註52) 茂田一次郎の報告を受けた紀州藩では、茂田に切腹を命ずべきだと云う意見も出る程、議論が沸騰した。そして遂に岩橋轍輔を長崎へ出張させて、後藤象二郎に談判を回復させようと云うことになつた。^(註53)

長崎より若山に戻った茂田一次郎は、早速進退伺を七月五日付で出した。

この処分が七月廿日に行われ、御役御免と逼塞蟄居が命ぜられた。同日付で岩橋轍輔に長崎への出張が命ぜられ、三宅精一・書記役に山田伝左衛門が長崎に同行する様発令された。^(註54)

九月十日に岩橋ら出発し、長崎に着くと先づ五代に会って再び談判を開こうとしたが、この時五代は上海にて会えなかつた。そこで岩崎弥太郎に会って談判再開を申入れると、此事は自分の関知しない處であると云つて拒んだ。仕方なく三宅精一を上京させ、後藤象二郎に会つて、談判再開したいが此件は終始長崎で話し合うと云う約束なので、はやく長崎へ来て話合つてほしいと頼んだ。^(註55) 三宅が上京して木屋町の旅宿に後藤を訪ねた時、後藤は不在といつわり、橋本喜之助に応待させた。橋本の論鋒が鈍ると、後藤は階下から時々橋本を呼びおろして指図を与えて腹立たしい限りだつたと云う。結局「今更再談などとは思いもよらぬ、此上は紀州侯に直かに会つて面談しよう」と橋本が云うので、「それならば自分も直接土佐侯に掛会おう」と云捨てて立去り、一旦紀州へ帰つて事の由を報告したところ、此上は茂田一次郎を切腹させ、土佐へ出張して談判を開き、次第によつては土佐と一戦を交える覚悟に決まり、此旨を長崎の岩橋に伝えようと、再び長崎へ向つた。然しだと既に後藤象二郎は中島信行を長崎へ行かせ、十一月初旬には若崎と会見させていた。^(註56)

この頃十月三日には後藤象二郎・坂本龍馬等は、幕府に大政奉還の建

白書を出ししているので、衝突事件の談判どころではなかつたのである。しかも岩倉貞親を中心とする薩長連合勢力は、討幕に向けて行動を起こしていく、大政奉還は緊急を要し、後藤は各方面に働きかけていたのである。^(註57)

長崎では五代友厚も上海から帰ってきたので、岩橋は五代に会い前の約束を破棄して談判を再開したいと云つた。五代は「紀州と土佐両藩の談判は、自分が中に立つて両重役誓紙を交わしており、今に及んで土佐藩士に對して言うべき言葉がない」と云つて引受けない。そこで中島信行に対しても直接に談判を開いた。岩橋が云うには、「さきに茂田が衝突の事を談判した時、曲直を極めず理非をも判断せず、いきなり賠償の約束をしてしまつた。これこそ我が藩が更に談判再開を望む所以である。蒸気艦が衝突すること、日本では其の例を聞かない。又公の規則もない。西洋各国では数十年百年の間に必ずその類例が少くないであろう。随つて又必ず法規や公法が備わつてゐるであろう。これからも各国の軍艦が来舶し、海軍提督の滞在もある。どうかこれらに当たつてみて、其の曲直が判明した後に、賠償の事を決めたい」と云つた。^(註58)

中島が云うには、「先生の云うことは尤もであるが、事すでに終わつている。しかも紀州・土佐両藩の重役が対決して、薩藩の士官が仲裁に入り、盟約も既に整つてゐる。今日の事はただ賠金の受渡しあるのみである。然し、先生態々長崎まで遙々談判に来られたのである。手ぶらで帰るわけには行かないだろう、だから前の約束八万三千両余の賠償金を、今七万両にして授けて下さるなら手を打とう。しかも今や幕府は政権を返上する。中原は大変革が行われている。前途有為の士は共に参加しよ

うとしている時である。区々とした小事に汲々としている時ではない。

どうかこれを以て談判を終えたい」といつた。^(註5)

又岩橋も談判はこれまでと察して、これを潮時として七万両を与えて

証書を貰った。即ち会談は二回で終了した。此事を若山に帰つて復命し

たのは、十一月八日であつた。^(註6)

一方中島信行は十一月二十二日神戸に着いたが、この時既に坂本龍馬は十一月十五日、幕府の見廻組に襲われて、中岡慎太郎と共に客死していたのである。衝突事件交渉の成功を一番先に喜んで貰おうと帰つて来た中島は、この事件を聞いて男泣きに泣いたと云うことである。^(註6)

結局この衝突事件の特徴は、日本で初めての蒸汽艦同志の衝突、片方沈没と云う事件であり、これに関する法規もなく、そのため、外国での法規と、類例に従つて公裁を受けようと云う双方の合意に達しており、しかも対決に当つては双方の航海日記・対決記録を交換し乍ら討議すると云ふ、幕藩体制下では考えられなかつた近代的方法をとつたにも拘らず、紀州藩側は有利な立場にあり乍ら、証拠固めに失敗し、土佐藩側は徹底した証拠主義を強引に押通して有利な立場を作り上げ、遂に藩の重役同志の対決に持込んだのである。紀州藩側は從来の幕藩体制下の長崎奉行の下で、公裁を受けようとしたのに対し、土佐藩側はこれを無視して、直接外国法規にゆだねようとした。然し形勢不利と見ると、街の輿論の操作や威嚇などを行つて、結局は自己に有利な体制をこしらえた上で、紀州藩側に賠償金を出させると云う和解に持ちこんだのであった。

従つて紀州人は未だにこの事件に歯ぎしりをしているのである。まだ瀬戸内海の宇治島の前海には、歴史の真実を秘めて、伊呂波丸が海底に

眠つているのである。積荷はミニヘル銃四百挺か、米と砂糖か、舷灯はあつたかなかつたか。いづれは誰かがこれを解きあかす日が来るであろう。お金を出すスポンサーさえあれば可能なのである。^(註6)

[註]

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
中公新書	読売新聞社	物語藩史	中公新書	坂本龍馬	物語藩史	土佐藩	南紀徳川史	南紀徳川史	南紀徳川史	南紀徳川史	南紀徳川史	南紀徳川史								
物語藩史7	坂本龍馬	坂本龍馬	坂本龍馬	一四八頁	一五八頁	一五六頁	一六〇頁	一六〇頁	一五七頁	一五七頁	一五七頁	一五七頁	一五七頁	一五七頁	第十二冊四六八頁	第十一冊四六七頁	第四冊	第四冊	第四冊	第四冊
物語藩史7	日本の歴史10	一四五頁	一四五頁	一四五頁	一四五頁	一四五頁	一四五頁													
物語藩史7	土佐藩	一三一頁	一三一頁	一三一頁	一三一頁	一三一頁	一三一頁													

朝日新聞 昭和六十三年二月六日記事「海援隊のいろは丸引揚げへ」によると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。

に

49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
南紀徳川史	第四冊	一三六〇・一四三頁	晦結溢言	一九九頁	朝日新聞	昭和六十三年二月六日記事「海援隊のいろは丸引揚げへ」	によると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に	中公新書 坂本龍馬	一五五頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に															
南紀徳川史	第四冊	一四四頁	南紀徳川史	第四冊	一四四頁	中公新書 坂本龍馬	一五九・一六〇頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に																		
南紀徳川史	第四冊	一四四頁	南紀徳川史	第四冊	一四四頁	南紀徳川史	第四冊	一八一頁	中公新書 坂本龍馬	一五九・一六〇頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に															
南紀徳川史	第四冊	一四五頁	南紀徳川史	第四冊	一四五頁	南紀徳川史	第四冊	一八二・一八三頁	南紀徳川史	第四冊	一八二・一八三頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一四六頁	南紀徳川史	第四冊	一四六頁	南紀徳川史	第四冊	一八三・一八四頁	南紀徳川史	第四冊	一八三・一八四頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一四七頁	南紀徳川史	第四冊	一四七頁	南紀徳川史	第四冊	一八四・一八五頁	南紀徳川史	第四冊	一八四・一八五頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一四八頁	南紀徳川史	第四冊	一四八頁	南紀徳川史	第四冊	一九〇頁	南紀徳川史	第四冊	一九〇頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一四九頁	南紀徳川史	第四冊	一四九頁	南紀徳川史	第四冊	一九一頁	南紀徳川史	第四冊	一九一頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一五〇頁	南紀徳川史	第四冊	一五〇頁	南紀徳川史	第四冊	一九二頁	南紀徳川史	第四冊	一九二頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一五一頁	南紀徳川史	第四冊	一五一頁	南紀徳川史	第四冊	一九三頁	南紀徳川史	第四冊	一九三頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一五二頁	南紀徳川史	第四冊	一五二頁	南紀徳川史	第四冊	一九四頁	南紀徳川史	第四冊	一九四頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一五三頁	南紀徳川史	第四冊	一五三頁	南紀徳川史	第四冊	一九五頁	南紀徳川史	第四冊	一九五頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一五四頁	南紀徳川史	第四冊	一五四頁	南紀徳川史	第四冊	一九六頁	南紀徳川史	第四冊	一九六頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一五五頁	南紀徳川史	第四冊	一五五頁	南紀徳川史	第四冊	一九七頁	南紀徳川史	第四冊	一九七頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一五六頁	南紀徳川史	第四冊	一五六頁	南紀徳川史	第四冊	一九八頁	南紀徳川史	第四冊	一九八頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一五七頁	南紀徳川史	第四冊	一五七頁	南紀徳川史	第四冊	一九九頁	南紀徳川史	第四冊	一九九頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一五八頁	南紀徳川史	第四冊	一五八頁	南紀徳川史	第四冊	二〇〇頁	南紀徳川史	第四冊	二〇〇頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一五九頁	南紀徳川史	第四冊	一五九頁	南紀徳川史	第四冊	二〇一頁	南紀徳川史	第四冊	二〇一頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一六〇頁	南紀徳川史	第四冊	一六〇頁	南紀徳川史	第四冊	二〇二頁	南紀徳川史	第四冊	二〇二頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一六一頁	南紀徳川史	第四冊	一六一頁	南紀徳川史	第四冊	二〇三頁	南紀徳川史	第四冊	二〇三頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一六二頁	南紀徳川史	第四冊	一六二頁	南紀徳川史	第四冊	二〇四頁	南紀徳川史	第四冊	二〇四頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一六三頁	南紀徳川史	第四冊	一六三頁	南紀徳川史	第四冊	二〇五頁	南紀徳川史	第四冊	二〇五頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一六四頁	南紀徳川史	第四冊	一六四頁	南紀徳川史	第四冊	二〇六頁	南紀徳川史	第四冊	二〇六頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一六五頁	南紀徳川史	第四冊	一六五頁	南紀徳川史	第四冊	二〇七頁	南紀徳川史	第四冊	二〇七頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一六六頁	南紀徳川史	第四冊	一六六頁	南紀徳川史	第四冊	二〇八頁	南紀徳川史	第四冊	二〇八頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一六七頁	南紀徳川史	第四冊	一六七頁	南紀徳川史	第四冊	二〇九頁	南紀徳川史	第四冊	二〇九頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														
南紀徳川史	第四冊	一六八頁	南紀徳川史	第四冊	一六八頁	南紀徳川史	第四冊	二一〇頁	南紀徳川史	第四冊	二一〇頁	よると、この伊呂波丸は積載量百六十トン四十五馬力であったと云う。	に														

62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50
晦結溢言 一九九頁
南紀徳川史 第四冊 一七九・一八〇頁
読売新聞社 日本の歴史10 一三一頁
中公新書 坂本龍馬 一五九・一六〇頁
南紀徳川史 第四冊 一八一頁
南紀徳川史 第四冊 一八一頁
南紀徳川史 第四冊 一八二・一八三頁
南紀徳川史 第四冊 一八三・一八四頁
南紀徳川史 第四冊 一八四・一八五頁
晦結溢言 二〇〇頁
維新史料綱要 慶応三年十月三日の条
明治維新人名辞典「中島信行」六九七頁
この講義の十一日後、昭和六十三年二月六日の朝日新聞「海援隊の『いろは丸』引揚げへ」の記事によれば、広島県福山市の町おこしグリーブが、全国の坂本龍馬ファンに呼びかけ、カンパ資金によって伊呂波丸を引揚げ、明年（昭和六十四年）開催の「89海と島の博覧会・ひろしま」で展示後、永久保存の計画があるとの事が報道された。この問題に如何なる結論が出るか、大いに期待をかけている。

原稿受理 一九八八年四月十五日